日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(勘定店における 現金受払用)」の一部改正について

今般、印刷局封払出額の融通にかかる取扱いについて、明確化を図る観点から、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(勘定店における現金受払用)」の一部を別紙のとおり改正し、平成26年4月1日より実施することとしましたので、通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(勘定店における現金 受払用)」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則(勘定店における現金受払用)」中 一部改正

- 3. (5) を横線のとおり改める。
- 3. 現金の払出
- (5) 印刷局封の払出

二. 取引先は、勘定店から通知を受けた印刷局封の払出額の上限にかかわらず、 同店管下の取引先から融通を受けることができます。なお、希望どおりの融 通を受けられない場合や、融通を受けた額以上の印刷局封を希望される場合 には、勘定店にご相談ください。